

第1910回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和3年7月9日(金) 午前10時開会
午前11時2分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 後藤教育長職務代理者、伊倉委員、遠藤委員、石川委員、戸所委員、萩原副教育長、佐藤教育総務部長、日吉県立学校部長、石井市町村支援部長、衛藤文化資源課長、白倉県立学校人事課長、阿部小中学校人事課長、栗原書記長、岩崎書記、原口書記
- 4 会議の主宰者 後藤教育長職務代理者
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 後藤教育長職務代理者が、戸所委員を議事録の署名者に指名した。
- (2) 報告事項
- ア 博物館・美術館事業の概要について
- 衛藤文化資源課長 (提出理由、県立博物館・美術館について、令和2年度における博物館事業の実施状況、今後の博物館施設の取組について説明)
- 石川委員 二つの施設が指定管理者で運営しており、入館者・観覧料収入が約7割減少している中で、県から財政的な支援がされているのでしょうか。また、未だ新型コロナウイルス感染症が落ち着いてない状況ですが、今後の見通しについて分かる範囲で教えてください。
- 衛藤文化資源課長 さいたま文学館と川の博物館は、指定管理者制度で運営していますが、指定管理者制度の方針に基づき、昨年度は補正予算を組んで財政支援をしました。今後については、指定管理者もコロナ禍の中で支出を抑えてい

ますが、様々な努力をしたにもかかわらず収支不足が生じてしまうような場合については、関係課とも協議の上、適切に対応してまいります。

石川委員 今後の見通しとして令和3年度はどのような状況でしょうか。

衛藤文化資源課長 川の博物館は、ゴールデンウィークに「かわはくゴールデンウィークまつり」を行っていて、毎年1万人以上の来館者がありましたが、今年度はまん延防止等重点措置により中止になってしまいました。現在、新型コロナウイルス感染症により厳しい状況ですが、閉館はしていませんので入場制限など様々な工夫を行いながら、収支の改善ができるよう、これからも努力をしていきたいと思っております。

戸所委員 私も歴史と民俗の博物館の特別展「青天を衝け」を拝見しましたが、大変素晴らしい展示であり、他の博物館等と連携を図りながら貴重な資料を展示していると思えました。これだけ素晴らしい資料が展示されていると、実際に来館してもらい、見てもらうことが一番であると思えますが、新型コロナウイルス感染症により様々な制約がある中で、どのように広報をしたのか、教えてください。

衛藤文化資源課長 歴史と民俗の博物館の特別展「青天を衝け」の具体的な広報手段ですが、チラシやリーフレットの配布、ホームページやSNSで周知を図りました。また、浦和駅、大宮駅ではデジタルサイネージにより、広報の画面を流すなどのピーアールも行いました。

戸所委員 各施設では素晴らしい展示事業が行われており、若年層などこれからの日本を支える世代に幅広く見てほしいと思っておりますので、学校関係者にも広報をお願いします。

伊倉委員 私も歴史と民俗の博物館の「青天を衝け」の展示を学芸員の解説を聞きながら見させていただきました。学芸員の解説により、幕末に非常に興味を持ち、展示を見た後は幕末の書籍を購入するなど、今回の展示がきっかけで一つ自分自身も豊かになったと思っております。直接学芸員の話を知ると自分だけで展示を見るときと違い、この資料がどうして埼玉県にあるか、学芸員の専門的な裏話を聞くことにより興味・関心が喚起されることを実感しました。そのため、

若い人たちに興味・関心を持ってもらうために、通常の展示物の解説と一緒に、学芸員の裏話を大きな字で数多く展示をしてもらえれば、更に興味・関心を抱くのではないかと思います。例えば、8館共通のキャラクターを作り、このキャラクターが展示されているときは、何か面白い話を書いてあるなどのマークを示すなど、新しい取組があればいいと感じます。自然の博物館もいろいろな工夫をされていますが、地質学の資料がたくさんありますので、もっとたくさんのお小・中学校の生徒が興味・関心を抱くと思いますし、そのことがきっかけで児童生徒の進路にもつながるのではないかと思います。学校全体で来館したときも何か一つでも興味を抱かせるきっかけを作ることができないかと感じました。どの博物館でも学芸員の裏話を広く、コマーシャルしてもらおうと更に来館者数が増えるのではないかと思います。

衛藤文化資源課長 企画展や特別展の関連事業で学芸員の解説講座を設けております。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催することができませんでしたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら、積極的に行っていきたいと考えています。また、8館共通のキャラクターなどのきっかけづくりや見所については、各館に情報提供しながら検討したいと思います。

後藤教育長職務代理者 博物館や美術館に訪問をしましたが、緊急事態宣言により2度にわたる臨時休館で大変な思いをされ、展示についても長期間準備をかけながら素晴らしい展示をされているなと感じました。それぞれの博物館や美術館に来館することによりリアルに文化芸術に触れ、更にバーチャルでもホームページやSNSで知ることが重要であると思います。まずSNS等を通じて、バーチャルで文化芸術の魅力に触れ、リアルに実際に来館し感じてもらう、コロナ禍においては、両方の側面の魅力を充実させ、企画展に力を入れることにより、一人でも多くの人々の来館につなげることが必要だと感じました。私も歴史と民俗の博物館の特別展「青天を衝け」を見させていただきましたが、「青い目の人形」がこんなにも多く存在すること、また熊谷の小学校にあるということとは知りませんでした。その展示物には一つ一つ物語があり、展示を見てもらうことにより、展示物を通して、現地の歴史を紐解きたい人が足を運ぶきっかけ

けになると思います。埼玉県に足を運んでもらうと同時に埼玉県の魅力を発信してもらい、物語を体感してもらおう。そういった仕組みを想定して企画展を作ってもらえると素晴らしい展示になると感じました。学芸員の方々の努力により、素晴らしい内容の展示をやっていただいていますので、より多くの皆さんに知っていただけるよう御尽力いただければと思います。

イ 令和2年度体罰等の実態把握の結果について

白倉県立学校人事課長（提出理由、調査の趣旨、調査内容、調査対象期間、調査対象、調査方法、調査結果の概要、県教育委員会等の対応について説明）

伊倉委員 令和2年の被害児童生徒数は20人ですが、令和元年度、平成30年度の人数を教えてください。

白倉県立学校人事課長 令和元年度の調査結果は2ページの表1のかっこ内の数字になります。昨年度と比較し、数字は減っております。平成30年度の数字については、現在確認中のため後ほどお答えします。

伊倉委員 平成25年度から調査を始めたということですが、調査当初の数字は分かるでしょうか。昨年度の数字は、コロナの影響があり例外ですが、どのくらい人数に増減があるのでしょうか。

白倉県立学校人事課長 昨年は例外的な年度であって、具体的な人数については、現在確認中ですが、多少の人数の変更はありますが、ほぼ横ばいの状況でございます。

伊倉委員 あまり減っていないということでしょうか。

白倉県立学校人事課長 ここ数年は、顕著に減っている年度はありませんでした。

石川委員 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で登校日数などにより発生件数等が減っていますが、懲戒処分は中学校で1件であり、文書訓告等が4件になっています。先生側とすれば、授業や生徒指導が熱心になりすぎて、体罰を行ってしまった場合もあるかもしれませんが、セクハラやパワハラは、受けた側の気持ちが大切で、どういう思いで受けたのか、考えることが必要です。懲戒処分が1件ということが妥当なのでしょうか。生徒や保護者からもつ

と厳しい処分をしてほしいとの意見はなかったのでしょうか。

白倉県立学校人事課長 体罰は絶対に行ってはならないものであり、懲戒処分の基準の中で基準が定められ、1件1件詳細に把握した上で判断していくこととなります。体罰等調査のこの「等」の中に、体罰だけではなく、暴言も含まれており、今回の調査に含まれたものが全て手を上げて体罰が行われたわけではありません。詳細な事案の把握をした上での懲戒処分の件数となっております。判断過程の中で事実としてどういう形で行われたか、更に被害者側の心情を丁寧に聞き取りながら、総合的に考慮しながら懲戒処分を行っています。

石川委員 令和2年度に体罰で戒告処分をした件について改めてどんな事案であったか教えてください。

阿部小中学校人事課長 戒告処分に至った事案ですが、非違行為を行った職員は、在籍する生徒に対して授業中に暴言・威嚇し、発言内容が本人の人権を侵害するような内容であったため、懲戒処分の基準に基づき、戒告処分となりました。その他の小・中学校の2件の文書訓告の内容ですが、事案を詳細に調べると、1件は教員が生徒に「大丈夫なのか。」との確認の意味を込めて胸を「ドンドン」と軽くついた行為です。他の1件は教員が生徒に「しっかりしろよ。」と確認の意味合いを含めて、頭を軽く「トン」と1回叩いた内容になります。

後藤教育長職務代理者 先ほど伊倉委員から質問がありました、過去の発生件数について教えてください。

白倉県立学校人事課長 被害生徒数は、平成30年度は29人、平成29年度は73人、平成28年度は35人、平成27年度は35人でございます。

伊倉委員 職員数と被害生徒数が同じ人数なのでしょうか。体罰を行った職員数について教えてください。

白倉県立学校人事課長 体罰等を行った職員数は、平成30年度は21名、平成29年度は28名、平成28年度は24名でございます。

伊倉委員 ほぼ減っていない状況であり、今後どのように体罰等を減らすのか、しっかり考えることが必要だと考えます。

遠藤委員 体罰に関しては、体罰禁止と明記されており、教員養成の段階で説明

はしていると思いますが、体罰等は明確な定義はなく、判例の積み重ねの部分があると思います。愛情があつて接した場合であっても、相手が嫌だと思えば体罰になる可能性があり、いじめと同様に非常に難しい線引きがあると思います。ハラスメントという言葉が出てきて、最近はいろいろなハラスメントがあります。例えば、パワハラやセクハラなどですが、体罰もハラスメントの一つとして考えているのでしょうか。

臼倉県立学校人事課長 学校の中で教員と生徒に様々なやり取りがありますが、どのようなものが体罰になるか、平成25年度に文科省の通知があり、体罰の可否については、一定の基準を持って判断をしております。委員お話のとおり、被害者側の気持ちに寄り添って判断していくことは、大事な視点であると考えます。体罰等を定義した文部科学省の通知では、「懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断された場合は、体罰に該当する。懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」と定義されています。

遠藤委員 いじめの場合、本人がいじめを受け精神的肉体的な苦痛があつたと申告した場合は、いじめと判断して調査をしたいと思います。今回の調査の数字は、体罰等の定義や見方によっては数が少なくなり、逆にもっと多くなる可能性があると思います。体罰を根絶するためには、新任の教員に対しても研修で指導しなくてはいけないと思いますが、若い先生たちが、自信をもって子供たちと接することが出来ているのか、事後的に普段の行動や教育的な活動を外部から判断されるため、若い教員にとっては難しい問題ではないかと思います。指導が愛情の段階で止められるために、自分自身で判断しなくてはなりません。例えばSNSであってもどのような行為が体罰等に該当するのか、物理的な有形力の行使がなくともどのような場合が体罰に該当するのか、県で基本的な方針

を決めておいた方がいいのではないかと感じます。

白倉県立学校人事課長 教育委員会としては、教員を指導する中で体罰は絶対してはならないと指導しています。昨年度の体罰をした状況を見てみると、生徒を指導していく中で、なかなか指導がうまくいかない、生徒から反抗的な態度を受けたとき、つい手が出でしまう、といった状況でした。難しい生徒指導の案件に対して、どのように対応していくのか、力に頼らず、どのように生徒の心に入っていくのか、生徒に対する指導も含めて教員のスキルを上げていくような研修等をしっかり行っていきたいと考えております。

遠藤委員 教員養成の中で学生から体罰とはどういったものなのか質問を受けるときがあります。主観的な考えで教えてしまうと体罰等に該当する可能性があり、客観性を失わずに答えを見つけるのは難しいです。時代によって体罰の内容も変わりますが、もう少し具体的に体罰がどういったものなのか考えてほしいを思います。

白倉県立学校人事課長 SNSも含めて教員が暴言、威嚇のような発言についてもこの調査の中に含まれています。生徒との関わり方のスキルをいかに上げていくのか、引き続き指導していきたいと思えます。

伊倉委員 1ページ目の県教育委員会の対応についてですが、昨年度中に9件把握しており、そのうち5件が対応済みで、残りの4件は処理中との説明がありました。3カ月が経っている状況ですが、このような案件に関しては、迅速に処理することが重要だと思います。県教育委員会が素早く対応し、それが本人に直ぐに伝わることで次の改善につながり、更に保護者に対しても安心感につながると思えます。いろいろな事情はあるかもしれませんが、出来るだけ迅速な処理の対応をお願いします。

白倉県立学校人事課長 出来るだけ迅速に処理ができるよう対応してまいります。

戸所委員 教員と生徒の間に信頼関係があることが教育の一番基本であると考えます。そのような観点から見ると2ページにある表6では、教員の自己申告は、わずか3件しかありません。熱血指導が行き過ぎて体罰等があった場合、自らいけなかったと自覚し、申告をすることが出来れば、体罰や暴言などは減って

いくのではないかと感じます。そのため、自己申告が少ないことが非常に問題ではないかと考えます。例えば、体罰等を行った教員が生徒の前で謝るなど気付きを与えていくことが必要ではないでしょうか。こういった調査には、それぞれに問題の本質が現れますので、それを捉えてより具体的でかつ本質的な対策を立ててほしいと思います。従前の調査と比較し、体罰等の範囲が広がったこともあるかもしれませんが、我々は現在の数値を見て、今後の対策を取るべきであると考えますので、是非、現場の学校と一体となって対策を取ってほしいと思います。

白倉県立学校人事課長 教員自身の申告については、体罰等が行われた場合は、本人が管理職等に申告するべきであると考えます。また、周囲の他の教員が目撃した場合は、速やかに報告し、しかるべき対応を取るべきであると考えます。体罰を行った職員と被害を受けた生徒の間では、きちんと謝罪の場を設けておりますが、体罰等が減っていない現状があり、教員の意識を今まで以上に上げていく必要があると思いますので引き続き対応していきます。

後藤教育長職務代理者 体罰等の実態把握は、体罰根絶のためにしていますが、時代によって体罰が変化し、SNSの普及やコロナ禍によって体罰等の形が変わっていくと思います。今回の報告では、ただ数字を把握するだけではなく、どのように意見を吸い上げる仕組みを構築してきたのか、そしてどのように指導・改善を図り、根絶に向けて取り組んできたのかが最も大切だと思います。来年度以降は、数字を報告するだけではなく、1年間どのように具体的に取り組んできたのか、内容について明記をしてほしいと思います。

白倉県立学校人事課長 委員お話のとおり、体罰を行った教員に対して、事後的に本人にどのように指導し、どこまで改善ができたのか、丁寧に把握をしていきたいと思います。

後藤教育長職務代理者 新型コロナウイルスの影響があり、体罰等の件数が減った状況ではありますが、このような対策を取ったため件数が減ったという報告であればよかったのではないかと思います。

(3) 次回委員会の開催予定について

7月26日(月)午前10時

<非公開会議結果>

第58号議案 埼玉県立近代美術館協議会委員の任命について

博物館法及び埼玉県立近代美術館協議会条例の規定に基づき、12人の委員を任命することを決定しました。